

令和 8 年熊本地震により被害に遭われた皆さまへ

この度の「令和 8 年熊本地震」によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆さまへ謹んでお見舞い申し上げます。

また、被災された皆さまの一日も早い災害復旧の支援をさせていただくため、当組合では令和 8 年 7 月 30 日(木)より、下記の通り「相談窓口」を設置いたします。また、預金通帳などの紛失に対しましてもご相談に応じるとともに、便宜の取扱いをさせていただきます。

記

1. 地震被害に関する特別相談窓口の設定

今般の地震に伴う資金繰り等のご相談・ご要望にお応えするため、以下のとおり相談窓口を設置いたします。

(1) 窓口設置期間

令和 8 年 7 月 30 日(木)から当面の間

(2) ご相談受付

店舗名	住所	電話番号
福岡営業部	福岡県福岡市博多区博多駅南 2－2－1 2	092-441-8888
北九州支店	福岡県北九州市小倉北区京町 4－1－2	093-511-3330
飯塚支店	福岡県飯塚市新飯塚 1 2－1 6	0948-22-7007
東福岡支店	福岡県福岡市東区千早 4－2 0－1 ドコモ香椎ビル 2 階	092-674-7733
福岡天神支店	福岡県福岡市中央区天神 2－1 4－2 福岡証券ビル 1 階	092-401-5333
熊本支店	熊本県熊本市中央区花畑町 1 2－2 8 桜スクエア 1 階	096-355-6161
熊本県庁通り支店	熊本県熊本市中央区神水 1－2－1 2	096-381-6767
大分支店	大分県大分市中央町 1－1－3 朝日生命大分ビル 1 階	097-532-7334
佐賀支店	佐賀県佐賀市神野東 2－1－3	0952-32-1161

(3) ご相談受付時間

月～金曜日(土日祝日を除く) 9:00～15:00

※ 飯塚支店は、11:30 から 12:30 まで「昼休業」とし、営業休止とさせていただきます。

2. ご預金等の払戻等について

今般の地震の被害に遭われたお客さまの預金の払戻等につきましては、個別のご事情を確認のうえ、以下のとおり柔軟な取扱いをさせていただきます。

対象店舗	福岡営業部、北九州支店、飯塚支店、東福岡支店、福岡天神支店、熊本支店、熊本県庁通り支店、大分支店、佐賀支店
対象となるお客さま	災害救助法が適用された住所のお客さま
お取引内容	・ 預金通帳または印章等を紛失された場合のお支払い ・ 定期預金または定期積金等の期限前払戻のご相談 ・ 損傷紙幣等のお引き換え ・ 今回の災害により支払期日を経過した手形(電子記録債権を含む)に関するご相談 ・ その他のご相談

3. 災害復旧にかかるお借り入れのご案内

「令和8年熊本地震」で被害に遭われた皆さまの復旧を支援する為、災害復旧融資を取扱いしております。

■ 商品概要

商品名	災害復旧ローン	
対象	法人・個人事業主	個人
	災害による被害を受けた組合員または組合員になる方で、当組合の営業地域内で事業を営む法人もしくは個人事業主の方	災害による被害を受けた組合員または組合員になる方で、申込時ご年齢が満 20 歳以上、完済時ご年齢が 76 歳未満の給与所得者
融資金額	5 億円以内	10 万円以上 1,000 万円以内(1 万円単位)
資金使途	災害復旧に要する運転資金・設備資金	災害復旧に要する資金(リフォーム、自動車、家財の購入資金等) (事業性資金・旧債務返済資金にはご利用いただけません)
融資期間	ご相談ください。	
金利	年 1.30% (変動金利制)	

基準金利	新長期プライムレート基準(新長プラ) 「基準金利」は、年2回見直し(基準日4月1日と10月1日)、適用日は翌月約定日(5月・11月の約定)からの金利変更によるご返済が開始されます。
遅延損害金	年 14.50%
返済方法	元利均等返済(店頭で具体的な返済額を試算させていただきます。) なお、元金据置は原則1年とし、その間は利息のみのご返済となります。
担保・保証	ご相談ください。
災害証明書等	罹災証明書・災害証明書が原則必要です。
その他	・ お申し込みにあたり、必要となる各種書類をご提出いただき、所定の審査をさせていただきます。 ・ 審査の結果、ご希望にそえない場合もございます。ご了承ください。 ・ 当組合のローンをご利用いただくため組合員に加入していただきます。 ・ 金融情勢の変化等により、予告なく商品の内容を変更または取扱いを中止することがございます。

以上